

働く女性のための

税金 & 社会保険セミナー

梅木社会保険労務士事務所
社会保険労務士 **梅木 晶**

5人家族の場合

夫 50歳	妻 45歳	長女 16歳	長男 10歳	祖母(夫の母)75歳
会社員 年収(総支給額) 6,000,000円	パート 年収 500,000円	高校生 0円	小学生 0円	年収 年金のみ 1,000,000円

夫が1年間に給与と賞与から引かれた源泉所得税の合計

150,000円

各種控除について

給与所得控除

▶ 各種税金 1P

1,640,000円

基礎控除

▶ 各種税金 4P

680,000円

扶養控除

▶ 各種税金 3P

長女 380,000円

長男 0円

祖母 580,000円 (同居の老人扶養親族)

配偶者控除

▶ 各種税金 3P

380,000円

社会保険料

夫が1年間に給与・賞与から引かれた健康保険、介護保険
厚生年金、雇用保険の保険料の合計

1,000,000円

年収と各種控除から所得税と住民税を計算

年収－各種控除

年 収	給与所得控除	基礎控除	扶養控除(長女)	
6,000,000円	1,640,000円	680,000円	380,000円	
	扶養控除(祖母)	配偶者控除	社会保険料	課税所得
	580,000円	380,000円	1,000,000円	1,340,000円

所得税

▶ 各種税金 4P

$1,340,000円 \times 0.05 = 67,000円$

プラス復興税**2.1%**

$67,000円 \times 1.021 = 68,400$ (100円未満切り捨て)

68,400円が、夫が納めるべき1年間の所得税

既に150,000円を納めているので、

$150,000 - 68,400 = 81,600$ 円 が年末調整で還付される。

さらに、翌年の**住民税**は課税所得の**約10%**

1,340,000円の10%

約134,000円を翌年に住民税として納めることになる。

社会保険(5種類)

☆ 医療保険

☆ 年金保険

☆ 介護保険

☆ 労災保険

☆ 雇用保険

厚生労働省
からの
お知らせ

従業員数100人以下の 事業主のみなさまへ

法律改正により
パート・アルバイトの
社会保険の加入条件が
変わります。



対象となる企業

2016年10月～

従業員数501人以上
の企業

2022年10月～

従業員数101人以上
の企業

2024年10月～

従業員数51人以上
の企業

従業員数は以下の A + B の合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」

A

フルタイムの
従業員数

+

B

週労働時間がフルタイムの
3/4以上の従業員数

※従業員には、パート・アルバイトを含みます。

詳しくは、裏面や特設サイトをご覧ください。



適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>



新たな加入対象者

新たな加入対象者は、
右の全てにチェックが入った
パート・アルバイトの方です。

- ☐ 週の所定労働時間が20時間以上
- ☐ 所定内賃金が月額8.8万円以上※
- ☐ 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- ☐ 学生ではない

※基本給及び諸手当を指します。ただし、残業代・賞与等は含みません。

社会保険に加入するメリット

パート・アルバイトの方が社会保険（厚生年金保険・健康保険）に加入することにより、
社会保険料のご負担が変わりますが、
パート・アルバイトの方の保障が充実します。

年金

老後・障害・死亡の保障が
さらに充実！

- 1階（基礎年金部分）に加えて2階（報酬比例部分）の上乗せ。
- より軽い障害にも保障範囲が広がります。

医療保険

あんしんの医療保険がもっと充実！

- 傷病手当金 病休期間中、給与の2/3相当を支給
- 出産手当金 産休期間中、給与の2/3相当を支給

社内準備のステップは4つ！

①加入対象者の把握

まずは、社内の加入対象者を把握しましょう。

②社内周知

社内の加入対象者に周知しましょう。

③従業員とのコミュニケーション

必要に応じて説明会や個人面談を実施しましょう。

④書類の作成・届出（オンライン）

厚生年金保険の「被保険者資格取得届」をオンラインで届け出ましょう。



「適用拡大の手続き」に関するご案内

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tekiyokakudai.html>



オンライン申請に関するご案内

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



支援制度のご案内



キャリアアップ助成金 ご案内

- 短時間労働者労働時間延長コース
- 正社員化コース

申請は
都道府県労働局 ハローワーク
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/pert_jaken/jigyounushi/career.html



専門家活用支援事業 ご案内

適用拡大に関するノウハウ豊かな社会保険労務士を無料で派遣します。適用拡大への対応方針の検討、従業員への説明のサポート、手続きに関するアドバイスなど気軽にご相談いただけます。



詳しくは
適用拡大特設サイト
<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/index.html>



公的医療保険の給付内容

(令和4年4月現在)

給付		国民健康保険・後期高齢者医療制度	健康保険・共済制度
医療給付	療養の給付 訪問看護療養費	義務教育就学前：8割、義務教育就学後から70歳未満：7割、 70歳以上75歳未満：8割(現役並み所得者：7割) 75歳以上：9割(現役並み所得者以外の一定所得以上の者：8割(※)、現役並み所得者：7割) ※令和4年10月1日から施行。	
	入院時食事療養費	食事療養標準負担額：一食につき460円	低所得者： (低所得者で90日を超える入院： 特に所得の低い低所得者： 一食につき210円 一食につき160円) 一食につき100円)
	入院時生活療養費 (65歳～)	生活療養標準負担額：一食につき460円(※) + 370円(居住費) (※)入院時生活療養費(Ⅱ)を算定する保険医療機関では420円	低所得者： 特に所得の低い低所得者： 老齢福祉年金受給者： 注：難病等の患者の負担は食事療養標準負担額と同額 一食につき210円(食費) + 370円(居住費) 一食につき130円(食費) + 370円(居住費) 一食につき100円(食費) + 0円(居住費)
	高額療養費 (自己負担限度額)	70歳未満の者(括弧内の額は、4ヶ月目以降の多数該当) ＜年収約1,160万円～＞ 252,600円 + (医療費－842,000) × 1% (140,100円) ＜年収約770万円～＞ 167,400円 + (医療費－558,000) × 1% (93,000円) ＜年収約370万円～約770万円＞ 80,100円 + (医療費－267,000) × 1% (44,400円) ＜～年収約370万円＞ 57,600円 (44,400円) ＜住民税非課税＞ 35,400円 (24,600円)	70歳以上の者(括弧内の額は、4ヶ月目以降の多数該当) 外来【個人ごと】 入院 ＜年収約1,160万円～＞ 252,600円 + (医療費－842,000) × 1% (140,100円) ＜年収約770万円～＞ 167,400円 + (医療費－558,000) × 1% (93,000円) ＜年収約370万円～約770万円＞ 80,100円 + (医療費－267,000) × 1% (44,400円) ＜一般＞ 57,600円 [年間上限144,000円] 18,000円 (44,400円) 24,600円 8,000円 ＜低所得者＞ ＜低所得者のうち特に所得の低い者＞15,000円
現金給付	出産育児一時金 (※1)	被保険者又はその被扶養者が出産した場合、原則42万円を支給。国民健康保険では、支給額は、条例又は規約の定めるところによる(多くの保険者で原則42万円)。	
	埋葬料(※2)	被保険者又はその被扶養者が死亡した場合、健康保険・共済組合においては埋葬料を定額5万円を支給。また、国民健康保険、後期高齢者医療制度においては、条例又は規約の定める額を支給(ほとんどの市町村、後期高齢者医療広域連合で実施。1～5万円程度を支給)。	
	傷病手当金	被保険者が業務外の事由による療養のため労務不能となった場合、その期間中、最長で1年6ヶ月、1日に付き直近12か月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の2に相当する金額を支給	
	出産手当金	被保険者本人の産休中(出産日より42日以前から出産日後56日まで)の間、1日に付き直近12か月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の2に相当する金額	

※1 後期高齢者医療制度では出産に対する給付がない。また、健康保険の被扶養者については、家族出産育児一時金の名称で給付される。共済制度では出産費、家族出産費の名称で給付。
 ※2 被扶養者については、家族埋葬料の名称で給付、国民健康保険・後期高齢者医療制度では葬祭費の名称で給付。

医療費の一部負担（自己負担）割合について

- それぞれの年齢層における一部負担（自己負担）割合は、以下のとおり。
- ・ 75歳以上の者は、1割（現役並み所得者は3割、現役並み所得者以外の一定所得以上の者は2割^(※)）。
 - ・ 70歳から74歳までの者は、2割（現役並み所得者は3割。）。
 - ・ 70歳未満の者は3割。6歳（義務教育就学前）未満の者は2割。
- （※）令和4年10月1日から施行。

	一般所得者等	一定以上所得者	現役並み所得者
75歳	1割負担	2割負担	3割負担
70歳	2割負担		3割負担
6歳 (義務教育就学後)	3割負担		
	2割負担		

高額療養費制度の概要

- 高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払っていただいた後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後的に保険者から償還払い^(※)される制度。
- （※1）入院の場合、医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる現物給付化の仕組みを導入
（※2）外来でも、平成24年4月から、同一医療機関で自己負担限度額を超える場合に現物給付化を導入
- 自己負担限度額は、被保険者の所得に応じて設定される。

（例）70歳未満・年収約370万円～約770万円の場合（3割負担）



（注）同一の医療機関における一部負担金では限度額を超えない場合であっても、同じ月の複数の医療機関における一部負担金（70歳未満の場合は2万1千円以上であることが必要）を合算することができる。この合算額が限度額を超えれば、高額療養費の支給対象となる。

◆限度額適用認定証とは

高額療養費制度では、医療機関より請求された医療費の全額を支払ったうえで申請することにより、自己負担限度額を超えた金額が払い戻されます。しかし、一時的にせよ多額の費用を立て替えることになるため、経済的に大きな負担となります。あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示することで、医療機関ごとにひと月の支払額が自己負担限度額までとなります。

※食事代や保険適用とならない費用（差額ベッド代など）は別途お支払いが必要です。

◆限度額適用認定証を利用する場合の流れ

- ① 限度額適用認定申請書を協会けんぽの各都道府県支部へ提出してください。
- ② 限度額適用認定証を交付します。（発行までの目安・・・1週間程度）
- ③ 医療機関の窓口で限度額適用認定証を提示します。
- ④ 同一医療機関のひと月の支払額が自己負担限度額までとなります。

被扶養者とは？

健康保険では、被保険者が病気になったりけがをしたときや亡くなった場合、または、出産した場合に保険給付が行われますが、その被扶養者についての病気・けが・死亡・出産についても保険給付が行われます。この保険給付が行われる被扶養者の範囲は次のとおりです。

被扶養者の範囲

1.被保険者の直系尊属、配偶者（事実上婚姻関係と同様の人を含む）、子、孫、兄弟姉妹で、主として被保険者に生計を維持されている人

※これらの方は、必ずしも同居している必要はありません。

2.被保険者と同一の世帯で主として被保険者の収入により生計を維持されている次の人

※「同一の世帯」とは、同居して家計を共にしている状態をいいます。

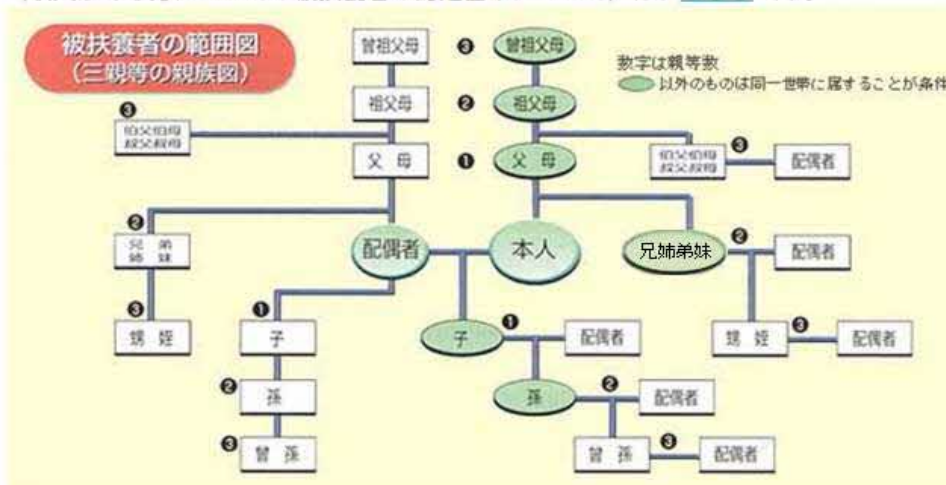
① 被保険者の三親等以内の親族（1.に該当する人を除く）

② 被保険者の配偶者で、戸籍上婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の人の父母および子

③ ②の配偶者が亡くなった後における父母および子

※ただし、後期高齢者医療制度の被保険者等である人は、除きます。

（収入がある方についての被扶養者の認定基準について）は、[こちら](#)です。



収入の基準

被扶養者として認定されるには、主として被保険者の収入により生計を維持されていることが必要です。認定については、以下の基準により判断をします。

ただし、以下の基準により被扶養者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れており、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなると認められる場合には、その具体的事情に照らし保険者が最も妥当と認められる認定を行うこととなります。

【認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合】

認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満）であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は被扶養者となります。

なお、上記に該当しない場合であっても、認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満）であって、かつ、被保険者の年間収入を上回らない場合には、その世帯の生計の状況を果たしていると認められるときは、被扶養者となる場合があります。

【認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合】

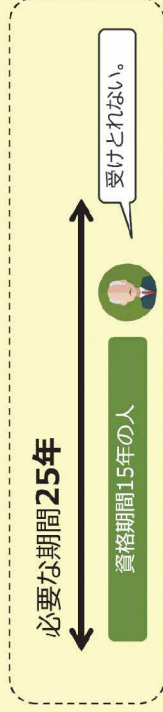
認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満）であって、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合には、被扶養者となります。

※自営業を営んでいる認定対象者の年間収入の算定にあたっては、収入から控除できる経費は事業所得の金額を計算する場合の必要経費とは異なりますので留意ください。

控除できる経費の例	売上原価（一般所得）、種苗費、肥料費（農業所得）等
控除できない経費の例	減価償却費（一般所得、農業所得、不動産所得）等

資格期間が10年以上となれば 年金を受けとれるようになります

これまで



平成29年
8月1日から



「資格期間」とは？

- ◎ 国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
 - ◎ サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間）
 - ◎ 年金制度に加入していても資格期間に加えることができる期間（「カラ期間」と呼ばれる合算対象期間）※3ページをご覧ください
- これらの期間を合計したものが「資格期間」です。
- 資格期間が10年（120月）以上あると、年金を受けとることができます。

注：年金の額は、納付した期間に応じて決まります。
40年間保険料を納付された方は、満額を受けとれます。
（10年間の納付では、受けとる年金額は概ねその4分の1になります）

今から保険料を納めて 年金額を増やすこともできます

新たに保険料を納付すると、年金を受けとれるようになり、年金額が増えたりします。



60歳以上の方も国民年金に加入できます（任意加入制度）

希望される方は、「60歳から65歳まで」の5年間、国民年金保険料を納めることで65歳から受け取る老齢基礎年金の額を増やすことができます。

また、資格期間が10年に満たない方は、最長70歳まで国民年金に任意加入することで、資格期間が増え、年金を受けとれるようになります。

ご利用いただける方（次の①～④のすべてに該当する方です）

- ① 日本国内に住所を有する*60歳以上65歳未満の方（年金の受給資格期間を満たしていない場合は70歳未満の方まで）
 - ② 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
 - ③ 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の方
 - ④ 現在、厚生年金保険に加入していない方
- *外国に居住する日本国籍をお持ちの方も加入できます

年金制度に加入してなくても 資格期間に加えることができる期間があります



過去に年金制度に加入していなかった、サラリーマンの配偶者だった期間なども、資格期間にカウントできる場合があります。

合算対象期間（「カラ期間」といいます）

合算対象期間（カラ期間）は、過去に国民年金に任意加入していなかった場合などでも、年金受け取りに必要な資格期間に含むことができる期間です。（ただし、年金額の算定には反映されません）

具体的には ①昭和61年3月以前に、サラリーマンの配偶者だった期間、②平成3年3月以前に、学生だった期間、③海外に住んでいた期間、④脱退手当金の支給対象となった期間 などが合算対象期間（カラ期間）となり、これを「資格期間」にカウントすると、年金が受給できる可能性があります。詳しくは、年金事務所へご相談ください。

公的年金の給付の種類

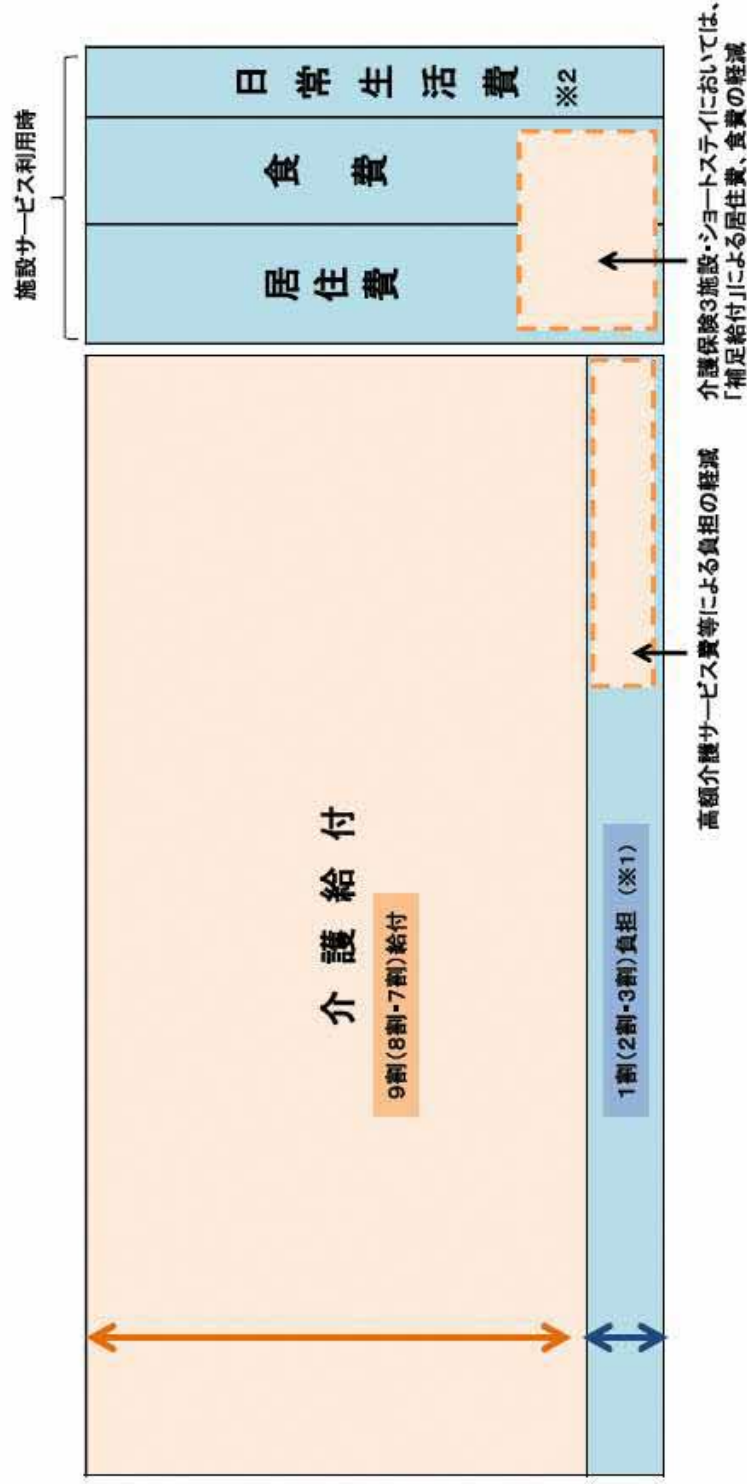
公的年金には、老齢給付以外にも、障害給付や遺族給付があり、所得の喪失、または、減退に対して給付を行う仕組みとなっていて、高齢者に限らず受給することができる。

	基礎年金	厚生年金
老齢 〔65歳になったら もらえる〕	老齢基礎年金 保険料を納めた期間などに応じた額	老齢厚生年金 保険料を納付した期間や賃金※ ¹ に応じた額
障害 〔障害の要件に 該当すれば もらえる〕	障害基礎年金 障害等級※ ² に応じた額 (子がいる場合には加算あり)	障害厚生年金 賃金※ ¹ や加入期間、障害等級※ ² に応じた額
遺族 〔死亡した場合に 遺族がもらえる〕	遺族基礎年金 老齢基礎年金の満額に子の数に応じて加算した額	遺族厚生年金 なくなった方の老齢厚生年金の3/4の額

※1 賃金とは、正確には「平均標準報酬額」といい、厚生年金への加入期間中の給与と賞与(ボーナス)の平均額のことをいう。

※2 障害等級は、基礎年金と厚生年金で共通。障害厚生年金(2級以上)受給者は、同時に障害基礎年金を受給できる。

介護保険給付における利用者負担



※1 居宅介護支援は全額が保険給付される。

「合計所得金額160万円以上」かつ、「年金収入＋その他合計所得金額280万円以上(単身世帯の場合、夫婦世帯の場合346万円以上)」の場合は、2割負担となる。

「合計所得金額220万円以上」かつ、「年金収入＋その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合、夫婦世帯の場合483万円以上)」の場合は、3割負担となる。

※2 日常生活費とは、サービスの一端で提供される日常生活上の便宜のうち、日常生活で通常必要となる費用。

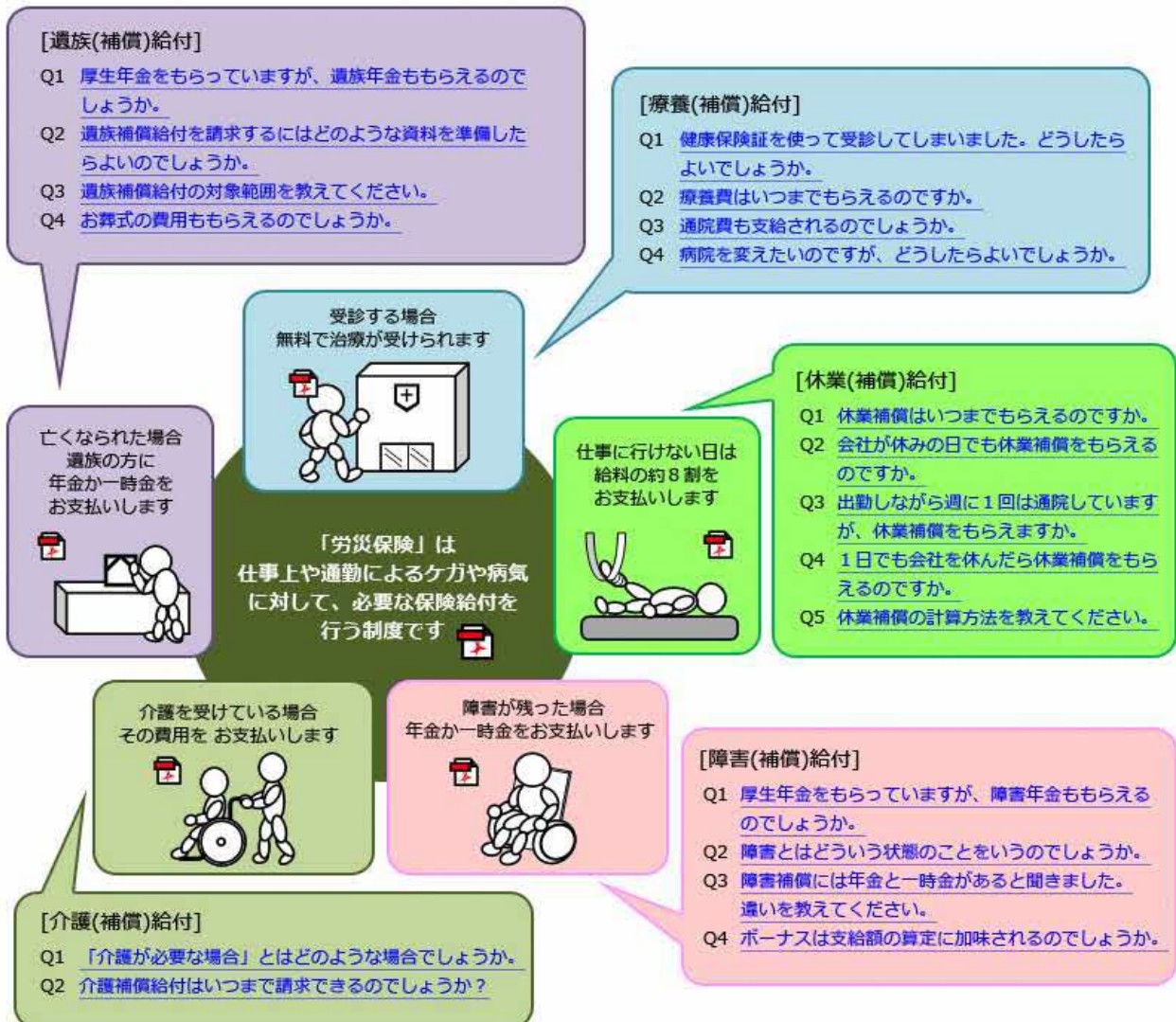
(例: 理美容代、教養娯楽費用、預かり金の管理費用など)

介護サービスの種類

	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	◎居宅介護サービス 【訪問サービス】 ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 ◎施設サービス ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 ○介護医療院	◎地域密着型介護サービス ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） ◎居宅介護支援
予防給付を行うサービス	◎介護予防サービス 【訪問サービス】 ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売 【通所サービス】 ○介護予防通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）	◎地域密着型介護予防サービス ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ◎介護予防支援

この他、居宅介護（介護予防）住宅改修、介護予防・日常生活支援総合事業がある。

労働基準情報：労災補償



4 雇用保険の被保険者について

基本的な考え方

雇用される労働者は、常用・パート・アルバイト・派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、② 31 日以上雇用見込みがある場合には、原則として被保険者となります。

労働者の届出

新たに労働者を雇い入れた場合は、その都度、事業所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。

また、雇用保険被保険者が離職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と失業給付額等の決定に必要な「離職証明書」の提出が必要です。

被保険者の範囲

適用事業所に雇用される労働者は、次の「被保険者とならない者」を除き、本人が希望するか否かにかかわらず被保険者となり、雇用保険料の申告納付が必要です。

	被保険者となる者	被保険者とならない者
法人の代表者、役員	代表者以外の役員であって同時に会社の部長、支店長、工場長等従業員としての身分を有する者は、報酬支払い等の面からみて労働者の性格の強い者であって、雇用関係ありと認められる者に限り被保険者となります。	株式会社、有限会社の代表取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、合同会社の代表社員、会社の取締役、監査役などの役員、外国会社の日本における代表者
各種団体の役員	この場合、実態を確認できる書類等を公共職業安定所へ提出する必要があります。	協同組合、農業協同組合などの役員、社団もしくは財団法人の役員その他各種団体の役員
同居の親族	同居の親族であっても、他の労働者と同様に雇用関係があると認められる者に限り被保険者となります。 この場合、実態を確認できる書類等を公共職業安定所へ提出する必要があります。	個人事業の事業主、及び法人であっても実質的には代表者の個人事業と認められる事業の代表者と同居している親族は原則として被保険者となりません。
季節的労働者	季節労働者であっても、当初から4ヶ月を超える雇用の契約をする場合は被保険者となります。 また、4ヶ月以内の期間を定めていた者がこの期間を超えて引き続き雇用されたときは、その超えた日から被保険者となります。	季節的な業務に4ヶ月以内の期間を定めて雇用される者又は1週間の所定労働時間が30時間未満である者
昼間学生	休学中またはその学校が一定の出席日数を課程修了の要件としないことが明らかな者（学校当局の証明があるとき）。 卒業見込証明書を有する者であって、卒業前に就職し卒業後も引き続き勤務を予定する者は被保険者となります。	学校教育法第1条にいう学校の学生生徒で昼間学生
外務員（外交員）等	職務の内容、サービスの態様、賃金の算出方法などから総合的に判断し雇用関係が明確に認められ事業主の支配拘束を受けている者は被保険者となります。	事業主と委任関係にある各種の外務員
家事使用人	事業主に雇用され、主として家事以外の労働に従事することを本務とする者が、例外的に家事に使用されても被保険者となります。	原則として被保険者になりません。
国外事業所に雇用される者	国内からの出張・派遣・出向によって、国外で就労する者であっても、国内事業主との雇用関係が継続している場合は、その期間も被保険者となります。	海外で現地採用される者は、被保険者となりません。
複数の事業主に雇用される者	複数の事業主から同時に賃金を受けている場合は、その者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける一つの事業主のもとでのみ被保険者となります。	
日雇労働者	日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者のうち、日雇労働で生計を立てている者。※別途印紙保険料の納付も必要です。	他に生計を立てる手段がある等、臨時・内職的に日雇労働を行う場合は日雇労働被保険者にはなりません。
在日外国人	原則として被保険者となります。	外国公務員及び外国の失業保険制度の適用を受ける者等は除きます。

※平成 29 年 1 月 1 日より 65 歳以上の労働者についても雇用保険の適用対象となりました。

※被保険者について詳しいことは、お近くの公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。

⑤ 求職者給付を受ける資格は【基本手当の受給資格】

- ◆ 原則として、**離職の日以前2年間に12か月以上**被保険者期間（※1）がある。
- ◆ 倒産・解雇等による離職の場合（特定受給資格者に該当）、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合（特定理由離職者に該当）（※2）は、**離職の日以前1年間に6か月以上**被保険者期間がある。

※1 被保険者期間とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算します。なお、令和2年8月1日以降に離職した者について、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月ない場合は、賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として計算します。

※2 特定受給資格者・特定理由離職者については4ページの⑨をご参照ください。

《複数枚の離職票をお持ちの方は、短期間の離職票であっても全て提出してください》

- ★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金は、**離職の日以前1年間に6か月以上**の被保険者期間が必要となります。

⑥ 1日当たりの給付額【基本手当日額】

失業している日に受給できる1日当たりの金額を「基本手当日額」といいます。

原則として、離職の日以前の6か月に毎月決まって支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額（「賃金日額」といいます）のおよそ5～8割で、賃金の低い方ほど高い給付率となっています。また、基本手当日額には、上限額・下限額が定められています。

◆ およその計算式

$$\left(\frac{\text{離職以前6か月の賃金の合計}}{180} \right) \times (\text{給付率 } 50\sim 80\%) \times \text{賃金日額} = \text{【基本手当日額】}$$

※ 60～64歳の方については45～80%

⑦ 基本手当の給付日数【所定給付日数】

◆ 定年、契約期間満了や自己都合退職の方

離職時の年齢	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

◆ 障害者等の就職困難者

離職時の年齢	1年未満	1年以上
45歳未満		300日
45歳以上65歳未満	150日	360日

◆ 特定受給資格者・一部の特定理由離職者

離職時の年齢	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
30歳未満		90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日		210日	240日
35歳以上45歳未満	90日	150日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

次の方には、一時金を一括支給します。

◆ 高年齢被保険者（65歳以上で退職された方）

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

◆ 短期雇用特例被保険者（季節的業務に就いていた方）

特例一時金の額	40日分
	（暫定措置）

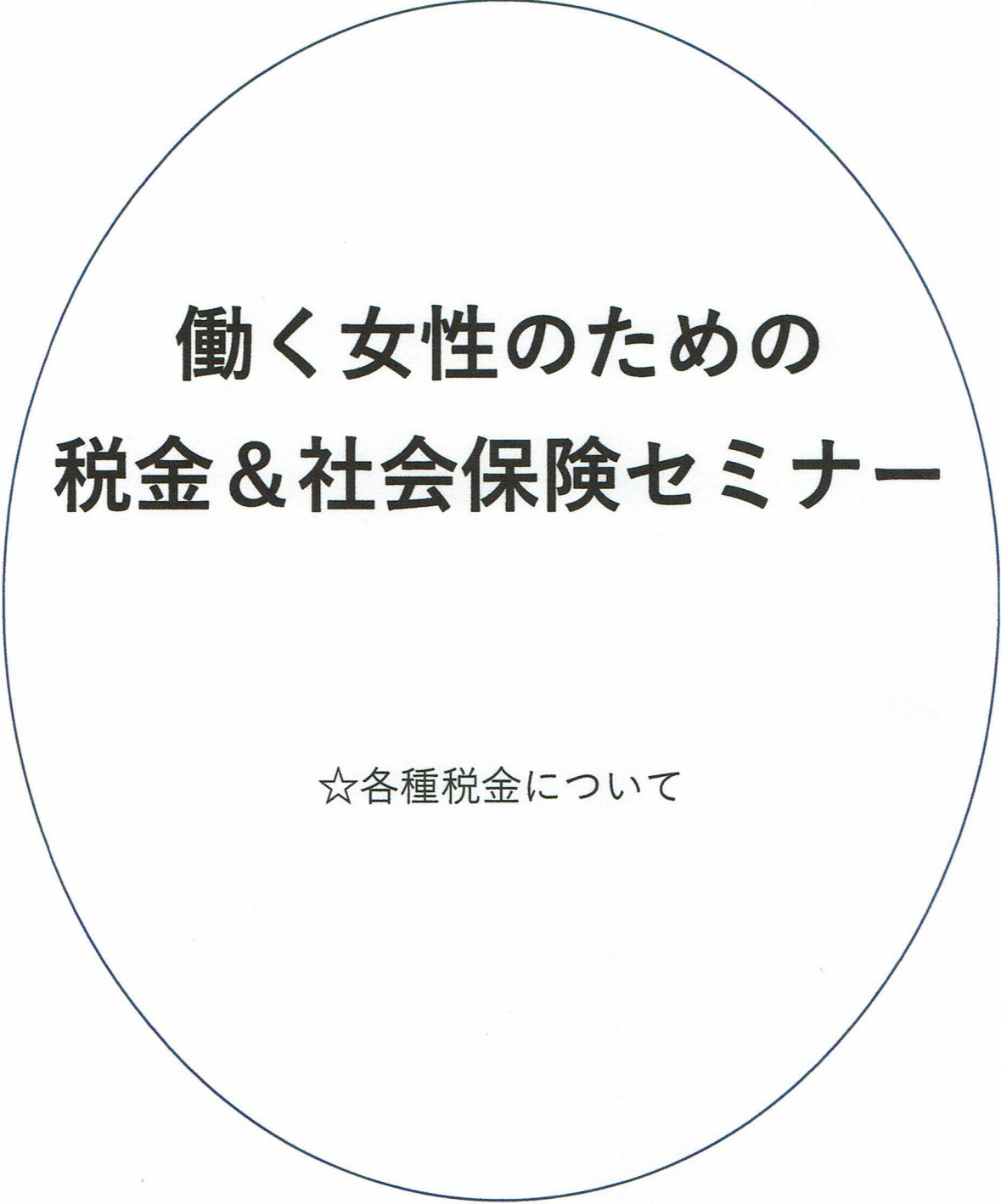
※「被保険者であった期間」には、今回離職した事業所以前の雇用保険に加入していた期間を通算することができます。なお、通算には一定の条件がありますのでハローワークへお問い合わせください。

雇用契約書

ふりがな 氏 名		生年月日	
現住所	〒 Tel		

以下の条件により雇用契約を締結する。

雇用期間	期間の定めなし。 期間の定めあり（ 年 月 日 ～ 年 月 日 ）
就業場所	
業務内容	
就業時間	午前 時 分 ～ 午後 時 分
休憩時間	午前 時 分 ～ 午後 時 分までの 分間
休日	
休暇	年次有給休暇・夏期休暇・冬期休暇 代替休暇（有・無） その他の特別休暇（有・無）
賃金	
諸手当	
各種保険	
退職に関する事項	1.定年制：有（満 歳）・無 2.自己都合退職(自己都合退職の場合、退職する 日前に届け出ること) 3.解雇(解雇については、当社就業規則による)
その他	
年 月 日 雇用者 住所： 名前： 印 被雇用者 住所： 名前： 印	



働く女性のための 税金 & 社会保険セミナー

☆各種税金について

扶養内での働き方

参 考 金 額 一 覧

- 年収106万円以上 ——— 健康保険・厚生年金加入（一部）
※資料参照 社会保険1，2P
- 年収119万円超 ——— 住民税課税
- 年収130万円以上 ——— 健康保険・厚生年金の扶養から外れる。
（要注意） ※資料参照 社会保険5P
- 年収178万円超 ——— 所得税課税
- 年収180万円以上 ——— 健康保険・厚生年金の扶養から外れる。
（要注意）60歳以上 ※資料参照 社会保険5P

給与所得控除

給与等の収入金額	基礎控除額
190万円以下	65万円
360万円以下	収入金額×30%+8万円
660万円以下	収入金額×20%+44万円
850万円以下	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円（上限）

所得の種類と所得金額の計算方法

所得の種類	所得の内容			所得金額の計算方法
利子所得	公社債・預貯金等の利子			収入金額＝利子所得の金額
配当所得	株式・出資の配当金			収入金額－負債利子 ＝配当所得の金額
不動産所得	地代・家賃・権利金等			収入金額－必要経費 ＝不動産所得の金額
事業所得	事業から生じる所得			収入金額－必要経費 ＝事業所得の金額
給与所得	サラリーマンの給料等			収入金額－給与所得控除額 ＝給与所得の金額
退職所得	退職金・一時恩給等			(収入金額－退職所得控除額) × 1/2 ＝退職所得の金額
山林所得	山林を売った所得			収入金額－必要経費－(特別控除額) × 1 ＝山林所得の金額
譲渡所得	総合課税	ゴルフ会員権などを 売った場合	所有期間 5年以内	(総収入金額)－(取得費+譲渡費用) －(特別控除額) × 1
			所有期間 5年超	{(総収入金額)－(取得費+譲渡費用) －(特別控除額) × 1} × 1/2
	分離課税	土地や建物などを 売った場合	所有期間 5年以内	(総収入金額)－(取得費+譲渡費用) －(特別控除額) × 2
			所有期間 5年超	(総収入金額)－(取得費+譲渡費用) －(特別控除額) × 2
		株式などを売った場 合	申告分離課税	(総収入金額)－(取得費+譲渡費用)
一時所得	クイズの賞金・満期生命保険金等			{収入金額－必要経費－(特別控除額) × 1} × 1/2＝一時所得の金額
雑所得	公的年金・原稿料等、他の所得に当てはまらない所得			次の1. と2. の合計額
				公的年金等の収入金額 －公的年金等控除額 1. を除く雑所得の収入金額 －必要経費

* 1 特別控除額は、50万円を限度とします。

* 2 特別控除額は、収用、居住用財産の譲渡に限ります。

所得税の所得控除額の一覧

種 類		控 除 額
基礎的な人的控除	基礎控除 ^①	0～95万円
	配偶者控除 ^②	一般控除対象配偶者（70歳未満） 0～38万円 老人控除対象配偶者（70歳以上） 0～48万円
	配偶者特別控除 ^③	1～38万円
	扶養控除	年少扶養親族（0歳～15歳） 0万円
		一般扶養親族（16歳～18歳） 38万円
		特定扶養親族（19歳～22歳） 63万円
		成年扶養親族（23歳～69歳） 38万円
		老人扶養親族（70歳～） 48万円 ※同居老親等は10万円加算 58万円
特殊な人的控除	障害者控除	1人27万円、特別障害者40万円 ※同居特別障害者加算…配偶者、扶養親族が同居の特別障害者である場合は、特別障害者控除額に35万円を加算する
	ひとり親控除・寡婦控除	一定のひとり親35万円 一定の寡婦27万円
	勤労学生控除	27万円
社会政策的な控除	医療費控除	（支払い医療費－補填金額）－（10万円と所得の5%のどちらか少ない額）
	社会保険料控除	支払った全額
	小規模企業共済等掛金控除	支払った全額 ※個人型確定拠出年金→支払った全額
	生命保険料控除	最高12万円
	地震保険料控除	最高5万円
	寄付金控除	（支払額と所得の40%のどちらか少ない額）－2千円
	雑損控除	◎（損失額－所得の10%） ◎（損失額のうち、災害関連支払額－5万円） のどちらか多い額

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))	基礎控除額		改正前
	改正後 (注1)		
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)	95 万円 (注2)		48 万円
132 万円超 336 万円以下 (200 万 3,999 円超 475 万 1,999 円以下)	88 万円 (注2)	58 万円	
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下)	68 万円 (注2)		
489 万円超 655 万円以下 (665 万 5,556 円超 850 万円以下)	63 万円 (注2)		
655 万円超 2,350 万円以下 (850 万円超 2,545 万円以下)	58 万円		

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

※ 1 令和7年分からは、基準所得金額（確定申告を要しない配当所得等を含めるなどした一定の所得金額）が3億3,000万円を超える場合で、その超える部分の金額の22.5%相当額が、その年分の通常の所得税及び復興特別所得税を上回るときは、その上回る部分の所得税額が加算されます。

※ 2 平成25年から令和19年までの各年分の確定申告においては、所得税と復興特別所得税（原則としてその年分の基準所得税額の2.1パーセント）を併せて申告・納付することとなります。